

車椅子貸出申請書兼同意書

善通寺市社会福祉協議会 会長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

使用者との続柄 ()

電話 _____

使用者	住所		氏名	
	生年月日	T・S・H・R 年 月 日 (歳)	電話	
身体状況等				
貸出希望機器		車椅子 (500円/月)		

(貸出要綱抜粋)

1 貸出対象者

- (1) 高齢者及び障害者で歩行が困難な者。ただし、車椅子を使用する者が、他の法律等によりその便宜が受けられる者は除く。(他法の手続きに時間がかかる場合は、その期間について貸出しを行うものとする。)
- (2) 事故及び疾病等により車椅子を使用しないと日常生活に支障がある者。
- (3) その他、会長が特に必要があると認められた者。

2 利用者の義務

- (1) 目的以外に使用してはならない。
- (2) 第三者に譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 常に点検を行い事故のないよう細心の注意を払い、適正な管理を行わなければならない。

3 利用料

- (1) 車椅子の利用料は、1年を超えて利用する場合は、利用する年の年度末までに遅滞なく納入しなければならない。ただし、利用が年度内に終了する場合は、車椅子を返却する際に、その月分までの利用料を納入しなければならない。
- (2) 車椅子の利用料を利用する年の年度末までに納入しない場合は、貸出している車椅子を撤収する。その際においても、利用料が免除されることはない。

4 損害賠償

利用者は車椅子を破損又は滅失したときは、直ちに届けるとともに、現物又は修繕費用の実費をもって賠償するものとする。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、現物又は修繕費用の実費を減額し、又は免除することができる。

5 損害賠償の免責

利用者が車椅子の使用中に起こった事故については、利用者がその責任において処理するものとし、社協は一切の責任及び負担を負わないものとする。

上記の貸出要綱に同意します。 住所 _____

氏名 _____ 印

(裏面：職員確認欄)

申請受付職員氏名	
貸出年月日	年 月 日
返却年月日	年 月 日
利用料入金年月日	年 月 日
利用料收受確認職員氏名	